

議案第90号

関西広域連合規約の変更に関する協議について

次のとおり関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

関西広域連合規約の一部を改正する規約（案）

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第2条中「(以下「構成団体」という。)」を「(以下「構成府県」という。)並びに大阪市及び堺市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。)」に改める。

第3条中「構成団体」を「構成府県」に改める。

第4条第1項第1号中「構成団体である2以上の府県」を「2以上の構成府県」に改め、同条第2項中「、鳥取県」を「鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては

構成指定都市」に改める。

第20条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費（第4条第1項第8号に規定する経費を除く。）に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設数割又は事業所数割（以下「人口割等」という。）により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。

- (1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数又は事業所数（以下「人口等」という。）の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。
- (2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。

附則第6項を附則第8項とし、附則第5項の見出しを削り、同項を附則第7項とし、附則第4項の次に次の2項を加える。

（広域連合議員の定数等に係る経過措置）

5 広域連合議員の定数及び選挙の方法については、第8条及び第9条第2項にかかわらず、国出先機関対策の動向を踏まえた本格見直しを行うまでの間に限り、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 広域連合議員の定数は、次号の規定による人数を合算した人数とする。
- (2) 構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、次のとおりとする。

ア 指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）を包括する構成府県 第9条第2項の規定による人数

イ アに規定する構成府県以外の構成府県 第9条第2項の規定による人数に1人を加えた人数

ウ 構成指定都市 第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数
(負担金の徴収に係る経過措置)

6 年度途中で構成団体となった場合の第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出
については、月割によるものとする。

別表を次のように改める。

別表 (第20条関係)

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市及び堺市	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市及び堺市	均等割 (これにより難しい事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合) 10分の10
	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市及び堺市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号ア	滋賀県、京都府、大阪府、	人口割 10分の5

事業費	からウまでに規定する事務に係る経費	兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市及び堺市	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市及び堺市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	京都府、兵庫県及び鳥取県	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市及び堺市	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、大阪市及び堺市	受講者数割 10分の10

備考

- 1 この表において「均等割」とは、構成団体の数の割合をいう。
- 2 この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。
- 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口（第4条第1項第5号アに規定する事務にあつては、構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であつて別に定めるものに係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口）の割合をいう。
- 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。
- 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業者10人以上の事業所の総数の割合をいう。
- 6 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数の割合をいう。
- 7 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあつた日から施行する。